

# 上毛かるた競技県大会規則

公益社団法人 群馬県子ども会育成連合会

(令和5年8月24日現在)

# 項 目

1	県大会競技規則	1
2	用語の定義	8
3	競技進行要領	10
4	審判上の注意事項・申し合わせ事項	12
5	読み手に関する注意事項	14

# 上毛かるた競技県大会規則

## 1 競技の種類及び競技者

### 1 【団体戦】

- ① チームの編成は、3～4名の競技者によって編成され、競技は、3名の競技者による2チームにより相対する形により行われる。
- ② 競技会開始時に登録された競技者3名によるチームの編成が不可の場合は失格とする。
- ③ 選手の変更は選手登録後、大会当日の受付時まで1名のみを変更可能とする。

### 2 【個人戦】

- ① 1名の競技者により、競技は相対する形により行われる。
- ② 競技会開始時に登録された1名の競技者が、競技不可の場合は失格とする。
- ③ 選手の変更は不可とする。

### 3 【競技者】

- ① 小学校の低学年とは1年生から4年生の児童を、高学年とは5年生と6年生の児童を、中学生とは中学1年生から中学3年の生徒をいう。
- ② 低学年児童の部に高学年児童と中学生は参加できない。
- ③ 高学年児童の部に低学年児童の参加は認める。ただし、中学生の参加は認めない。
- ④ 中学生の部に小学生児童の参加はできない。

## 2 コート及び競技者の位置と姿勢

### 1 【団体戦】

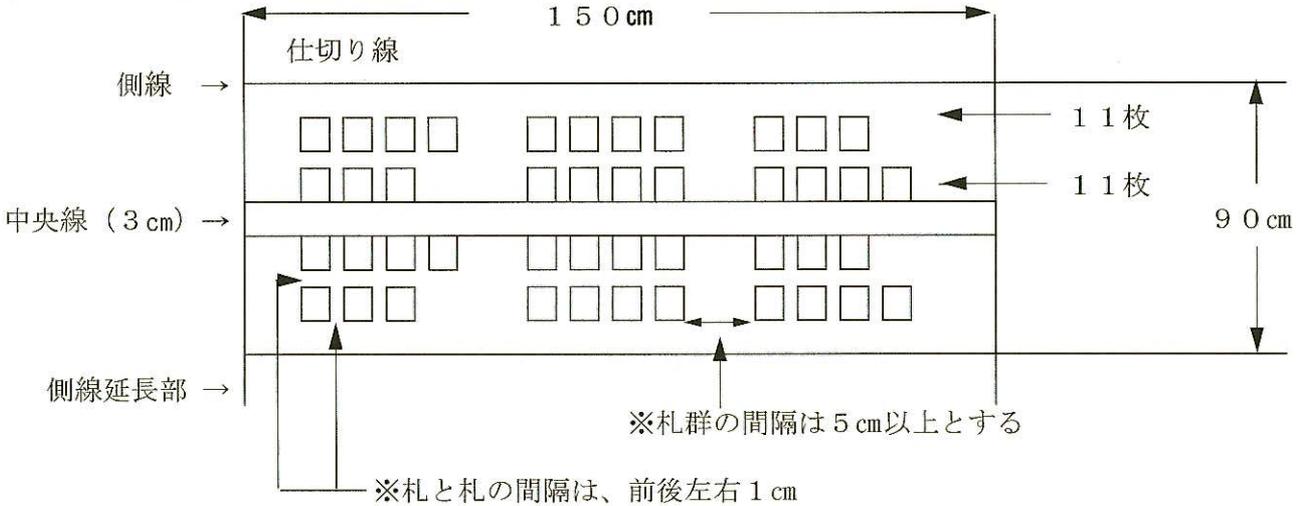
- ① 「コート」は幅150cm×縦90cmとし、中央部分の両「側線」を結ぶ線「中央線」(3cm)により相対する「陣」に二分される。(但し、コートの縦の距離においては、最寄の畳を使用の場合その畳の寸法に、また「中央線」においても、最寄のテープ等使用の場合はその寸法に準ずる。) (図1を参照)
- ② 競技者の位置は、膝元の「仕切り線」を基準に、3人の競技者が並列相対し、ひざ、かた、ひじ、手先等がこれを越えてはならない。(但し、競技者のからだは「仕切り線」より大きく後退したり、またはからだの一部が「側線」の延長線を越えてもよい。) (図③を参照)
- ③ 競技者の姿勢は、左右のひざを「仕切り線」に対し常に平行にたもち、その頭部先端が並べられた「札」に重なってはならない。(図③を参照)
- ④ 競技者は前②・③の規定にふれぬ限り、からだを高くしても、低くしても、尻をかかとかから離してもよい。(図③を参照)
- ⑤ 競技者の「ひざ」は、からだのバランス確保のため、20cm位まで開いてもよい。

### 2 【個人戦】

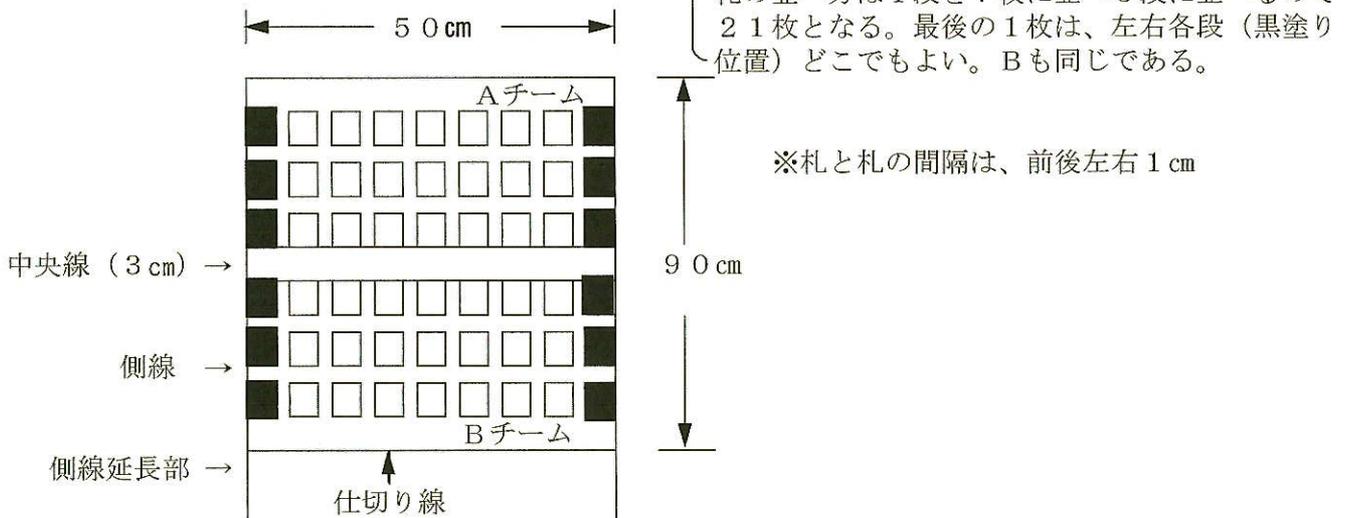
- ① コートは、幅50cmとし、以下1-①の規定及びその但し書き条項に準ず。

- ② 競技者の位置は両陣に1対1で相対し、以下1-②の規定及びその但し書き条項に準ず。
- ③ 競技者の姿勢は、前1-③の規定に準ず。
- ④ 以下前1-④・⑤の規定に準ず。(図2を参照)

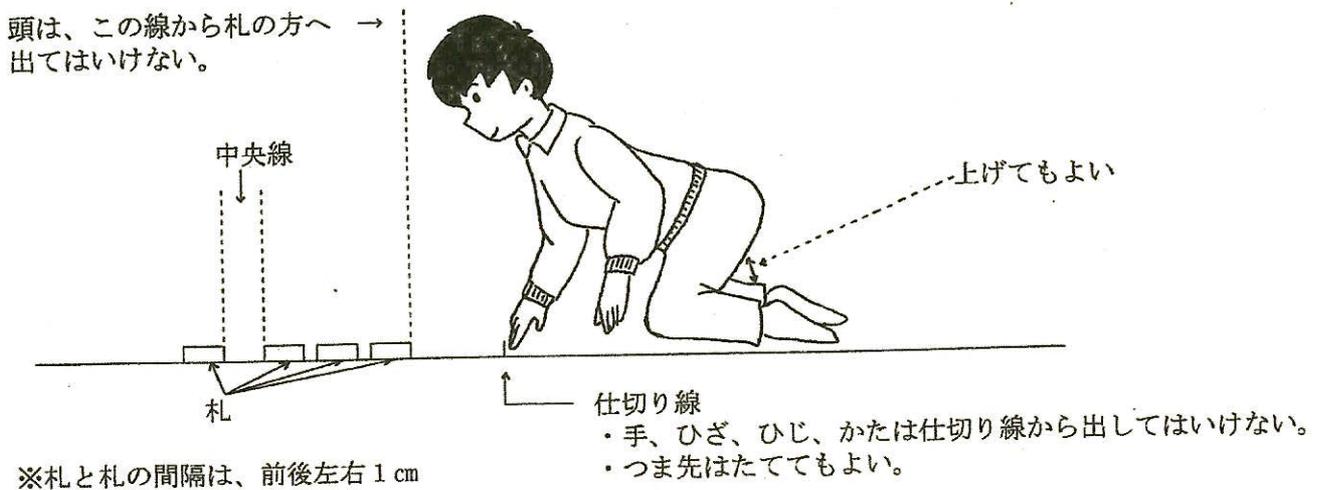
(図-1) 団体戦コート及び札、札群の配置



(図-2) 個人戦コート及び札、札群の配置



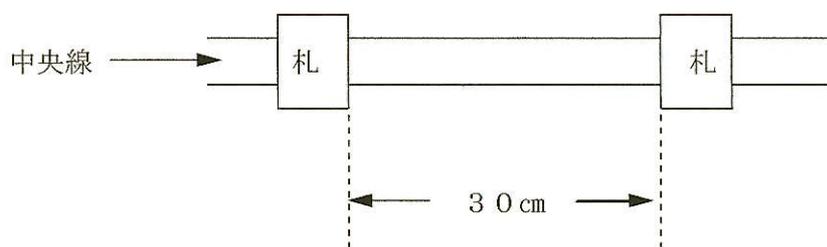
(図-3) 競技者の姿勢と位置 (横から見た姿勢と位置)



### 3 札及びその配置と移動

- 1 競技に使用される「札」は、「団体戦」、「個人戦」とともに44枚である。
- 2 配置・「団体戦」図-1を参照
  - ① 相対する両陣3名の競技者が、それぞれ分担した「札群」(2名が7枚、1名が8枚)を「札群」ごとのまとまりとしてコート「自陣」に2段に配置する。この場合の「札」の前後左右の間隔は1cmとする。尚「自陣」競技者間の受け持ち「札群」毎の間隔は5cm以上とする。
  - ② 対戦する両「陣」の「札」の間隔は「中央線」から1.5cmずつとする。(但し、中央線として、最寄のテープ等を使用した場合はこの寸法に準ずる。)
  - ③ 並べ終えた各「陣」の「札」の配列は3人の競技者の横の計が格段11枚となること。
- 3 配置・「個人戦」図-2を参照
  - ① 44枚の「札」を一群とし自「陣」に3段(横各列7枚)に配置し、残りの1枚は左右、いずれの段に配置してもよい。
  - ② 対戦する両「陣」の「札」の間隔は、前の2-②の規定に準ずる。
  - ③ 各「陣」に配置された、それぞれの「札」の前後左右の間隔は1cmとする。
- 4 「団体戦」・「個人戦」とともに競技中は、勝手に「札」の「位置」を移動することはできない。
- 5 「団体戦」・「個人戦」とともに、競技進行の結果「最後の2枚札」となった場合、競技は自動的に中断され、この2枚の「札」を「中央線」上にそれぞれの「札」の「内側」間隔で30cmに配置しなおす。但しこの場合、この「札」が2枚とも、一方の「陣」の「札」であった場合は、その「陣」の意志によりいずれかの一方の「札」を「相手向き」に配置する。(図-4を参照)

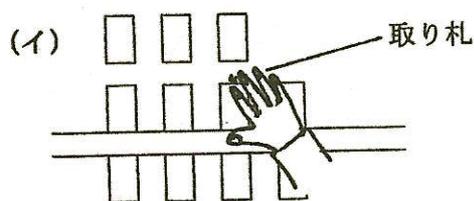
(図-4) 最後の2枚札の配置 (コートの中のほぼ中央)



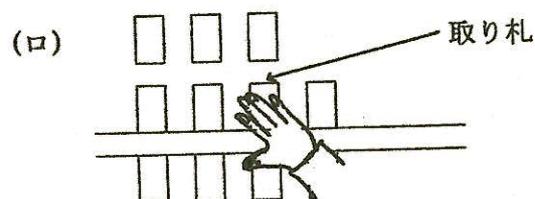
#### 4 札の取り方

- 1 「札」を取るためには、押えても、はじいても、押しても、引いても、飛ばしてもよく、「手先」が「札」に早く触れた方が勝ちである。
- 2 競技者は原則として、「読み手」の読み上げる「空読み」から「本読み」の第1音の発声までは、からだを静止状態に置くとともに声も出してはならない。
- 3 「札」を取るための一動作に使用できる手は、常に片方の手である。
- 4 相手を牽制するためにコートでは、相手の顔面に手を出してはならない。
- 5 「札」を取るために使用する手はどの部分を使用しても良いが、手のひら全体を大きく広げ、どの「札」が取るべき目的の「札」であるかが紛らわしいような取り方をしてはならない。
- 6 取るべき目的の「札」以外の周囲の「札」を故意に乱してはならない。
- 7 最後の2枚札における競技は、3人の競技者のうち誰が競技してもよいが、コートの中央部において行うこと。尚、そのための競技者の席の移動はすみやかに行うこと。
- 8 複数の札に同時に手を触れた場合の判断基準。
  - ① 陣内 (読まれた札のあった方) の場合は、読み札を取ったものとする。(図-5 参照)
  - ② 両陣 (中央線をまたいで) の場合は、指先を判定の基礎とする。(図-6 参照)
  - ③ 前①・②いずれの場合であっても、審判の判断を原則とする。

(図-5・6) 複数の札に同時に手を触れた場合の判定基準



(図-5)



(図-6)

- (イ) 陣地内2枚の場合は、取り札を取ったものとする。
- (ロ) 両陣地1枚ずつの場合は、基本的に指先を判断の基準とするが、手先の動き、その方向等、総合的判断による審判員の判定によるものとする。

## 5 反則とその処理

### 1 早取り

- ① 「札」が読まれる以前の問題である。
- ② 読み手の第一音が発声される以前に「札」を取る動作が行われ、自他の「陣」の区別なく「札」に手が触れた場合は「早取り」となり、相手の勝ちとなる。尚「持ち札」より1枚を相手に渡す。
- ③ 早取りの場合は、取り直しはできない。

### 2 お手付き

- ① 「札」が読まれてからの問題である。
- ② 自他の「陣」にかかわりなく、読まれた「札」のない方の「陣」の「札」に手を触れた場合「お手付き」となり、持ち札より相手に1枚を渡し、手と手が重なった場合、「ダブルお手付き」とし札の交換はない。(但し、「団体戦」の場合、2人または3人が同時に同じ行為をしても相手に渡す「札」は1枚でよい。)
- ③ お手付きの場合は、取り直しができる。

### 3 払い取り

- ① 「札」が読まれてからの問題である。
- ② 「最後の2枚札」を取り合う場合、この2枚を一動作でなぎ払うような形で「札」を取る行為を言う。この場合はその「最後の2枚札」と他に持ち札より1枚を相手に渡す。

### 4 反則処理時の「借り札」「この項の選択」は競技者の自由とする。

前1・2・3の処理における札のやり取りの場合、相手に渡すべき札が「持ち札」としてない場合または、持っている札が役札(小学生の場合は親札も含む)のみであった時は「借り札」とすることができる。但しこの「借り札」は継続する競技の中のもっとも早い時点に取得した「平札」によって処理(返済)しなければならない。

## 6 役札及び役の得点と親札

### 1 【団体戦】

- ① 中学生における「役札」と各「役」及びその「得点」は次の通りである。

つちけ	(親札)	3枚で10点
すもの	(三山札)	3枚で10点
おかめきけ	(五市札)	5枚で20点

- ② 小学生における「役札」と各「役」及びその「得点」は次の通りである。

すもの	(三山札)	3枚で10点
おかめきけ	(五市札)	5枚で20点

【例】

$$\begin{array}{rcccccc} \text{取った枚数} & - & \text{役札の枚数} & + & \text{役札の点数} & = & \text{総得点} \\ 25 & - & 3 \text{ (すもの)} & + & 10 & = & 32 \end{array}$$

## 2 【個人戦】

① 「役」はなし。

### 3 親札

① それぞれの競技の結果が同点の場合「つ」、「ち」、「け」の順次にてこれを持つ方の勝ちとする。

## 7 競技上の注意

1 競技は礼に始まり、礼に終わるものとする。

2 大声を出したり、粗暴な行為をすることにより、相手を「牽制」したり、「威圧」もしくは、「妨害」するようなことは絶対にしてはいけない。特にこの行為に関して、審判の再三の注意に応じないときには「失格」もありうる。

3 競技上の抗議権は当該競技に出場の競技者のみが持つものとする。

4 競技者が競技上の「抗議」を行うときは「審判員」を通じ意見を述べ、一旦下された「審判員」の「裁定」には従うこと。

5 競技者の抗議権は、次の読み札の第一音の発声と同時に消滅するものとする。

6 競技者の競技中の態度、マナーが悪いとして審判員より再三の注意があった後、尚改まらないときには競技者の退場、競技そのものの没収の宣告もありうるものとする。

7 競技者の交代は競技ごとの交代とする。（但し、負傷その他競技中の事故等により競技継続が不能と審判員が認めた場合、及び審判員に退場させられた競技者を補うため、あらかじめ登録された競技者をこれに当てて認める。）

8 競技者は競技にあたり、迷い札を出さないように注意しなければならない。（迷い札は審判預かりとなる。）

9 競技者の競技に使用する手先に対する「過重・過大」な、また「負傷予防」の「テーピング」は禁止する。

- 1 0 競技者は競技中、すでに自らが獲得した持ち札をコート内に置いてはならない。尚、まだコート内にあ  
るこれから読まれる札と、紛れることのないよう注意しなければならない。
- 1 1 「同時」の場合には、その札が自陣にある競技者の取り札とする。
- 1 2 競技者は、事故防止のため、手先及び爪先を清潔かつ安全な状態に保つべく、努めなければならない。
- 1 3 競技者（チーム）は競技会全体の流れに注意を払い、これを妨げることなく、競技がスムーズに進行す  
るよう努めなければならない。
- 1 4 大会途中で棄権した団体又は個人は、その試合及び前後の試合を含め、大会に欠場したものとして処理  
する。

# 用語の定義

上毛かるた競技県大会規則、競技上の注意事項、審判上の注意事項及び申し合わせ事項、競技進行要領において使用されている用語、並びに競技上一般的に使用される用語の解釈を以下に定義する。

- 1 「競技会」 本規則においては県大会を指す。
- 2 「登録」 競技会に出場する、選出地域毎にあらかじめ定められた手続きを行うこと。
- 3 「チーム」 競技会に出場する、選出地域毎、種別、種目別に編成された単位競技者。
- 4 「団体」及び「団体戦」 競技規則 1－1
- 5 「個人」及び「個人戦」 競技規則 1－2
- 6 「失格」 競技会に出場中のチームまたは競技者が負傷、事故その他の理由でその資格を失うこと。
- 7 「退場」 前6の理由により、チームまたは競技者がコートより退くこと。
- 8 「没収競技」 前6及び7の結果、その発生原因者は競技する権利を失い、負けとなる。
- 9 「競技者」 団体、個人ともにチームを編成する個々の選手のこと。
- 10 「コート」及び競技者の「位置」と「姿勢」等に関する用語 競技規則 2－1～2
- 11 「競技者の身体部位」に関する事項
  - ① 「頭部先端」 相手競技者に最も近い頭の部位、横（審判員）から見るのが正確。
  - ② 「指先」 人差し指、中指、薬指の三本指の第一関節より先の部分を言う。
  - ③ 「手」 手のひら全体をいう。
  - ④ 「ひざ」 ひざ頭の仕切り線に最も近い先端を言う。
  - ⑤ 「かた」 相手競技者に最も近いかたの先端部分を言う。
  - ⑥ 「ひじ」 競技に使用される側のひじの最も仕切り線に近い先端部分を言う。
- 12 「札」とその「取り方」に関する事項
  - ① 「読み札」 競技のために読み手が読み上げる札。（文字札）
  - ② 「取り札」 読み手の読みにより競技の対象となるコートに並べられた札。（絵札）
  - ③ 「札並べ」 団体、個人ともに競技態勢に札を並べること。
  - ④ 「札群」 団体、個人ともに個々の競技者が分担して受け持つ札の集まりを言う。
  - ⑤ 「配置」 前4の札群のコートにおける定められた位置関係を言う。
  - ⑥ 「役札」 競技規則 6－1～2

- ⑦「親札」 競技規則6-1・6-3
- ⑧「平札」 競技に使用される札のうち役札（小学生の場合親札も含む）を除いたすべての札を言う。
- ⑨「持ち札」すでに競技が開始され、競技者が獲得した札を言う。
- ⑩「借り札」 競技中に発生した反則行為の代償としてその行為者の相手競技者に渡すべき持ち札が役札のみの場合、または、まったくない場合に一時借りとして処理することができる。
- ⑪「迷い札」 競技途中に札がコート外にまぎれ失われたため、取るべく札が読み上げられても取る札がなく、勝負不成立となった札を言う。（審判預かり）
- ⑫「預かり札」 前11の結果、またはその他の理由で審判預かりとなった札を言う。
- ⑬「最後の2枚札」 競技規則3-5

1.3 「空読み」 競技の導入部分として読まれる前置き部分を言う。（予令とも言われる。）

1.4 「本読み」 空読みに引き続いて札を取り合うために読まれることを指す。

1.5 競技における「手の動き」及びその行為に関する用語。

①「押える」または「押え手」

指先または手先で、上から押えるだけで前後左右に動かない手の使い方により札を取る動作。

②「弾く」または「弾き手」

指先または手先で手前または左右から弾くように札を取る動作。

③「押す」または「押し手」

札を押えた指先を前方または左右に移動させる動作。

④「引く」または「引き手」

札を押えた指先または手先を手前に移動させる動作。

⑤「飛ばす」または「飛ばし手」

指先または手先で一瞬に札を飛ばすように札を取る動作。

⑥「戻り手」

札を行き過ぎたり、他の方向に一度動いた指先または手先が戻って札を取る動作。

⑦「迷い手」

読み手の読みに合わせて動いた手が、取るべき札が見つからず迷う状態を言う。

⑧「誘い手」

相手を牽制するためにのみ、読みのタイミングに合わせて動かされる手。

⑨「取り直し」

間違えた札に手を触れたりお手付きをしたあと、尚、取るべき札が残っている場合に、これを取ることを言う。

# 競 技 進 行 要 領

- 1 各審判員は所定のコートに着席、用具の確認をすませ、競技者の入場（移動）着席を待つ。
- 2 進行係の合図で、競技者が入場、移動、着席する。
- 3 審判員は対戦する両陣チームの確認をし、「得点記録用紙」に必要事項を記入する。
- 4 進行係の「挨拶をして下さい」の合図で、競技者・審判員は、ともに挨拶をする。
- 5 競技者は挨拶終了後、直ちにジャンケン（団体戦は中央の競技者）をし、勝った方が「かるた」をよく切り、裏返しの状態で二つの山（この場合、かるたの厚みをはかって二等分する）にして中央線上に置く。ここで審判員は「旗」を揚げる。
- 6 競技者のジャンケンに負けた方から順次かるたを取り「裏返しのままで枚数を確認」し、互いに「2枚」になるように調整（札のやり取りは裏返しのまま）し、すみしだい、これをひざ元におき、「静止状態」に入る。ここで審判員は上げていた「旗」を下げる。（ゲーム、スタート可の状態）
- 7 進行係の「並べて下さい」の合図で競技がスタートする。競技者は「かるた」を並べ始める。この場合「並べて下さい」の合図から「2分」経過後、1分前のコールをし、コール後は「札」の移動はできない。
- 8 進行係より「10秒前」の合図があり、「つ札」の「空読み」から「本読み」へと入る。
- 9 競技が進行し「最後の2枚札」の状態になりしだい、審判員は、「旗」を揚げ、「タイム」の状態とし「最後の2枚札」に対する競技再開の態勢が整いしだい「旗」を下げ「ノータイム」の状態とする。
- 10 競技が終了したならば、直ちに両陣の競技者（チーム）は順次、相手及び審判員にも確認できるような方法で各自の「得点」を採点し、これを審判員に報告し、審判員はこれを「得点記録用紙」に記入する。（役札、親札、預かり札、得点合計に注意）
- 11 進行係の合図により、集配係員はコートを一巡し、審判員から記入済みの「得点記録用紙」を集める。
- 12 競技者は「かるた」をきちんと揃え審判員に返却し、進行係の「挨拶をして下さい」の合図で、競技者・審判員はともに挨拶をし、次試合のための「移動の合図」を待つ。  
（進行係の移動の合図があるまでは絶対に立ったり、勝手に移動してはならない。）
- 13 審判員は「かるた」の枚数及び用具を確認し次試合に備える。

- 1 4 進行係の「移動して下さい」の合図で、競技者は予定された次試合のための「コート」に「静かに移動」する。
- 1 5 審判員は1～10までの「競技」の流れの中で、それぞれの判断により「旗」を揚げることにより「タイム」をかけ、競技の進行を止め、必要に応じた処置を取ることができる。しかし、よりよい競技とするために、出来るだけ「タイム」を少なくすることを心がける。特に「読み手」のリズムのタイミングを考えた「タイム」の取り方が絶対の条件であることを承知しておくことが必要である。

## ○審判上の注意事項・申し合わせ事項

- 1 審判員は競技の審判に当たり、常に厳正公平でなければならない。
- 2 審判員は常に競技のスムーズな運営に努めなければならない。
- 3 審判員の判定の表示は、簡潔且つすみやかで説得力を持ったものでなければならない。
- 4 競技に対する競技者間での勝手な抗議の応酬を許してはならない。
- 5 競技に関する抗議は如何なるものも、当該競技者以外のものは受け付けてはならない。
- 6 競技者の抗議権は、次の読み札の第一音発声により消滅するものとする。
- 7 審判員は競技の処理に関し、必要に応じ競技者、審判長、進行係、読み手に限り協議することができる。(出来るだけすみやかに。)
- 8 主審、副審の2審で競技の判定に当たる場合、常に主審が判定の表示を行うこととし、副審はおもに競技者の態度、姿勢、頭の位置、手、からだの動き等に注意を払い、主審から求めのあった場合についてのみ、その求めに応ずる形で表示を行うものとする。(主審は自らの判定の表示以前にその判定に疑義の残る場合はすみやかに副審の判断を求め、その判断を参考として主審としての判定の表示をすること。)
- 9 審判員は協議の判定に当たり、競技者が札を取るためにその手先の如何なる部分を使用しようとも、またその結果、どのような形で複数の札にふれようとも、その手先の流れ、動きの方向、取るべき札の位置等の全てを勘案し判定をすること。
- 10 審判員は原則として、預かり札を出さないよう努めなければならない。
- 11 審判員は競技中、迷い札を出さないよう注意指導すること。迷い札は審判預かりとなる。
- 12 審判員は競技上、チームあるいは競技者が審判員の判定に不服従であったり、反抗的、または再三の注意にたいし不まじめであったりする場合、没収試合とし当該チームの負けとすることが出来る。(この場合の勝ち、負けの点数については競技会本部の定めによる。)
- 13 審判員は競技上、チームあるいは競技者がその指示に従わない場合、その全て、またはその一部に対し退場を命ずることができる。
- 14 審判員は競技会における厳正な立場を維持するため、競技会場における言動は慎重なものでなければならない。

- 1 5 団体出場選手4名は全員が選手であり、試合出場者以外の選手は、会場内の指定場所に常に交替できるように控えることとする。(大会時表示)
- 1 6 競技中、札を取る場合の「はい」や、取れなかった場合の「ドンマイ」等の声は自然に発声する声であるため発声しても良いが、相手を威圧するような声は発声してはいけない。
- 1 7 競技中の取った札の置き場所は、自分の利き腕の脇に裏返して置く。自分の膝の手前に出ないように置くこと。  
団体戦の場合も各自の脇に裏返して置くこと。最後の2枚札を取る場合は代表選手が取るが、その間に札を数えたりすることはいけない。
- 1 8 お手付きについて  
故意にお手つきをさせる様子が見られる場合は、審判の裁量に委ねること。  
お手付き・かばい手  
仕切り線より札群内に手をつき、読まれた札を取りに行く動作、処理は早取りと同じとする。
- 1 9 団体戦の札の配分は、中央選手が持ち札を8枚とする。

## ○読み手に関する注意事項

- 1 読み手は常に一定のリズムで読むように心がけなければならない。
- 2 各読み札の第一音に特に注意を払い、競技者にはっきりと聞き取れる読み方となるよう心がけること。
- 3 紛らわしく聞き取りにくい読み札（ほ、こ等の札）については特に注意すること。
- 4 読み札の残り5枚以内には、役札、親札が含まれないようにしなければならない。（但し、残り5枚以内に役札、親札が入ってしまった場合でも、特別の定めなく競技は成立するものとする。）

※ 空読みから本読みに入る時の間隔は、約 1.5 秒で一定のこと。

※ 空読みは、中位で発声し、下の句を大きくする。

※ 本読みは、上の句を大きく発声し、下の句を小さくする。

※ 本読みから空読みに入る時の間隔は、約 5～6 秒位で競技場の状況で加減する。

昭和62年 8月15日 発行  
平成 6年10月16日 一部改定  
平成 8年 9月28日 発行  
平成10年 9月26日 規則・競技進行要領一部改定  
平成15年 9月20日 発行  
令和 元年 6月 8日 規則・申し合わせ事項統合  
令和 5年 8月24日 規則・申し合わせ事項一部改定

発行者 公益社団法人 群馬県子ども会育成連合会